

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 府は、高等学校等のうち大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）に在学する生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、予算の定めるところにより、推進校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、「高等学校等」とは、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する私立高等学校等（法第14条の規定による就学支援金の特例に定められた私立高等学校等を除く。）のうち、大阪府内に所在するもので知事が認めるものをいう。

2 この要綱において、「推進校」とは、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱（以下「指定要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき知事が指定するものをいう。

3 この要綱において、「保護者等」とは、法第6条第2項に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者をいう。

4 この要綱において、「生徒」とは、大阪府高等学校等就学支援金交付要綱第4条に規定する就学支援金の支給を受ける者のうち、大阪府内に住所を有する者をいう。

5 この要綱において、「基準日」とは、毎年10月1日をいう。ただし、推進校の生徒の卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日とする。

(授業料)

第3条 この要綱において、「授業料」とは、指定要綱第2条第3号に規定する授業料をいう。

2 この要綱において、「授業料の額」とは、指定要綱第2条第4号に規定する標準授業料の額をいう。ただし、授業料が、標準授業料に満たない場合は、当該満たない額とする。

(補助事業等)

第4条 知事は、設置者が行う次項に定める補助事業について、第5条から第6条に定める方法により算定した額を交付する。

2 前項の補助事業は、設置者が、基準日に推進校に在学する生徒に対し、その生徒の授業料を軽減する事業とする。

(補助限度額)

第5条 知事は、毎年度、保護者等の市町村民税所得割額に応じて、生徒一人あたりの補助額（通信制課程の生徒にあつては、一単位あたりの補助額。以下「補助限度額」という。）を定める。

(補助単価及び補助金の額)

第6条 授業料の額から大阪府高等学校等就学支援金交付要綱第4条に定める額（以下「支援額」という。）を控除して得た額（生徒が減免の適用を受ける場合にあつては、授業料の額から当該減免額及び支援額を控除して得た額）と補助限度額を比較し、いずれか低い額を補助単価とする。2 補助金の額は、前項の補助単価を第4条第2項に規定する生徒について合算した額とする。

(授業料支援に関する申請)

第7条 設置者は、その指定する期日までに授業料の支援を受けようとする生徒から授業料支援申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、省略することができるものとする。

(1) 保護者等の市町村民税所得割額を確認できる書類

(2) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の申請をしようとする設置者は、補助金交付申請書（様式第2号）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の補助金交付申請書は、毎年度知事が指定する日までに提出しなければならない。

3 生徒のやむを得ない理由により、設置者が前項に定める知事が指定する日までに補助金交付申請書を提出できなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に、生徒から設置者に申請書の提出があり、また、設置者から補助金交付申請書の提出があったとき（当該交付申請書が知事に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により申請書を提出することができなくなった日に生徒から提出があり、また、前項で定める知事が指定する日までに補助金交付申請書の提出があったものとみなす。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした設置者に交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 補助金の交付を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了し

た日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- (2) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(交付の変更)

第11条 補助事業者は、第8条第2項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請書を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助金の変更を承認するときは、変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受けた日以後速やかに、補助金交付請求書（様式第6号）を、知事に提出しなければならない。

(授業料支援補助事業の実施)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は速やかに、補助事業を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者は、授業料支援の決定をしたときは、授業料支援決定通知書（様式第7号）により、授業料支援の申請をした生徒に通知するものとする。

- 3 補助事業の実施方法は、還付、又は補助事業者が徴収する授業料との相殺によるものとし、補助事業者は実施をしたことを確認できる書類を作成しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第8号）により補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第15条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、様式第9号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき様式第10号により返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、**年利10.95パーセント**の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第18条 補助事業者は、本事業を実施することにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項及びこの補助金の取扱いに関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

(経過措置)

- 1 平成22年3月31日以前に既に高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、法第4条第2項第2号の規定に該当することにより就学支援金の支給を受けていない者については、その者が当該高等学校等を卒業する年度（ただし、その者が満20歳に達した日の属する年度を限度とする。）まで、第2条第4項に規定する生徒とみなす。
- 2 平成22年3月31日以前に既に高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、その者の保護者等が、会社都合等により日本国内に住所を有しない場合には、第2条第3項に規定する「法第6条第2項に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者」とあるのは、「法第6条第2項に規定する保護者等」と読み替える。
- 3 前項の者に係る第7条第2項第1号に掲げる「保護者等の市町村民税所得割額を確認できる書類」とあるのは、「保護者等の総収入額を確認できる書類」と読み替える。

(施行期日等)

- 4 この要綱は、平成22年6月22日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。
- 5 従前の大阪府私立高等学校生徒授業料軽減補助金交付要綱及び大阪府私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月17日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月17日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

(特例措置)

- 2 大阪府高等学校等就学支援金交付要綱第4条に規定する就学支援金の支給を受ける者（以下「就学支援金受給者」という。）及び法第6条第2項に規定する保護者等のいずれかが大阪府内に住所を有しない場合、もしくは就学支援金受給者が基準日に推進校に在学していない場合であって、保護者等の平成24年度の市町村民税所得割額が、第5条に基づき知事が定める額に該当するときは、平成24年7月から平成25年6月までの就学支援金受給期間に限り、第5条に基づく補助金を交付することができる。
- 3 平成22年度以前に通信制課程の高等学校に入学した生徒（ただし、前項に該当する生徒は除く。）が、就学支援金受給者に該当する場合であって、法第6条第2項に規定する保護者等の平成24年度の市町村民税所得割額が、第5条に基づき知事が定める額に該当するときは、平成24年7月から平成25年6月までの就学支援金受給期間に限り、第5条に基づく補助金を交付することができる。
- 4 第4条第2項による授業料の軽減事業の適用を受ける就学支援金受給者が、基準日以前に転入、もしくは基準日以降に転出したことにより、基準日に在学する推進校に平成24年7月から平成25年6月までの就学支援金受給期間における月の初日において、在学しない月が存する場合であって、法第6条第2項に規定する保護者等の平成24年度の市町村民税所得割額が、第5条に基づき知事が定める額に該当するときは、法第6条第1項に定める支給対象高等学校等の設置者に対し、第5条に基づき、当該月にかかる補助金を交付することができる。
- 5 前3項の補助金の交付に係る第7条第1項に規定する「授業料支援申請書」は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条2項に定める様式第2号」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月28日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

(在学期間が通算して36月を超える生徒の特例)

- 2 高等学校等における在学期間が通算して36月を超えることにより、基準日に在学しているにもかかわらず、就学支援金の支給を受けていない生徒については、第2条第4項の規定にかかわらず、就学支援金の支給を受ける生徒とみなし、当該年度における就学支援金の支給期間については、補助金を交付することができる。